



【問合せ先】

第七管区海上保安本部
交通部 安全対策課
課長 古場 芳樹
TEL 093-321-2931 (内線 2640)

令和 4 年 5 月 2 4 日
第七管区海上保安本部

マリナーズ 頼ゆるめても 気緩めず!!

～春季大型連休安全推進期間中における海難の発生状況について～

第七管区海上保安本部管内における春季大型連休安全推進期間中の船舶海難は**9隻**、人身海難は**9人**でした。

船舶及び人身海難は、昨年と比べ減少しましたが、漁船とミニボートの衝突や磯場での海中転落事故が発生しています。

これから本格的なマリナーズシーズンを迎えますが、広く関係者に事故防止を呼びかけて参ります。

1. 海難発生状況

4月29日から5月8日までの春季大型連休期間中における船舶海難は9隻(昨年比-3隻)、人身海難は9人(昨年比-2人)でした。

船舶海難9隻のうち、プレジャーボート等による海難が6隻、貨物船による海難が2隻、漁船による海難が1隻発生しており、海難を種類別にみると乗揚げが3隻、衝突、機関故障がそれぞれ2隻、推進器障害、操船不適切がそれぞれ1隻でした。

また、人身海難9人のうち、船舶海難によらない乗船者の事故が6人、マリナーズ以外の海浜事故が2人、マリナーズに伴う海浜事故が1人発生しています。

2. 春季大型連休安全推進期間中の事故事例

(1) ミニボートによる事故事例

【事故事例1】 漁船とミニボートとの衝突

漁船(1人乗組)は、漁を終え定係港向け航行中、付近海水浴場から出港し、錨泊して釣り中のミニボート(3人乗組)に衝突しました。

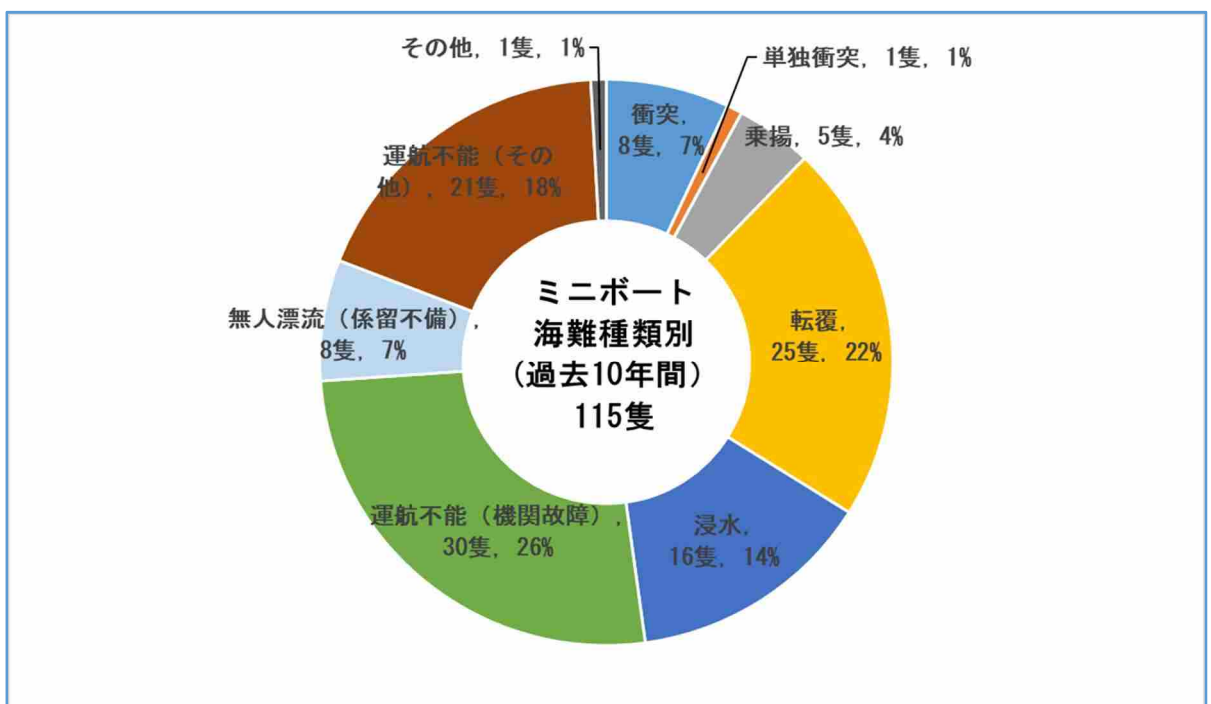
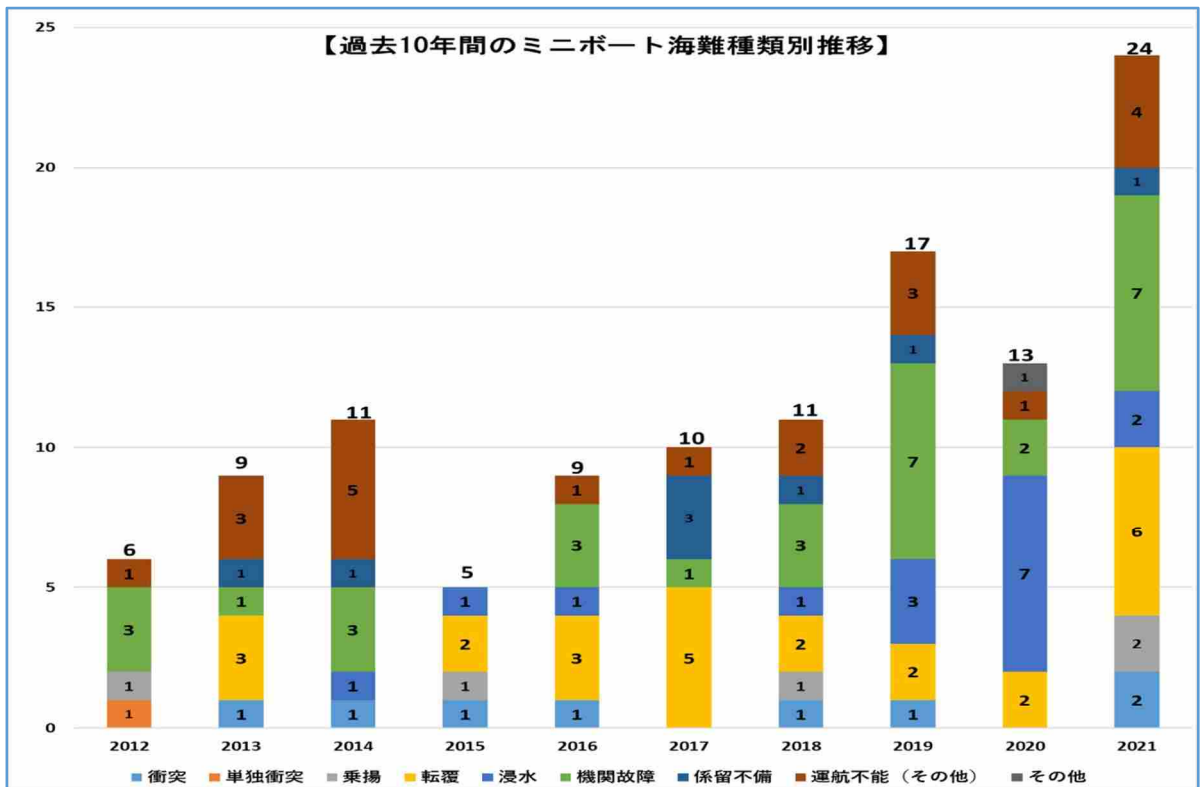
ミニボートの乗船者3人は、衝突の影響で海に投げ出されましたが、衝突した漁船に救助され、幸いにも怪我等なく命に別状はありませんでした。(5月3日発生)

※ ミニボート：船舶の長さ(登録長)が3m未満(船体長さ3.33m未満)で、かつ、推進器の出力が1.5kw(2.039馬力)未満の船舶

※ 第七管区海上保安本部の管轄内では、令和3年はミニボートによる海難が24隻発生し、令和2年の13隻に比べ約2倍発生となり、令和4年は5月8日時点で、今回の事故を含め5隻のミニボートによる海難が発生しています。

ミニボートによる海難の多くは、天候が良い夏季に発生し、海難発生位置のほとんどが陸岸から約2000メートルまでの沿岸部で発生しています。

ミニボートによる海難は、過去10年間で115隻発生しており、事故内容を海難種類別に見ると機関故障が30隻（26%）と最も多く、次いで転覆が25隻（22%）、運航不能（その他）が21隻（18%）、浸水が16隻（14%）、衝突、係留不備が8隻（7%）、乗揚が5隻（4%）、単独衝突、その他が1隻（1%）となっています。



ミニボートに対する海難防止の注意点として、ミニボートは沿岸で活動していることから、各種船舶の船長に対して、沿岸を航行する際は、衝突防止の為に、船体が小さく発見しづらいミニボートの存在に注意をするとともに、ミニボートは小さく軽量で揺れやすく不安定なことから、自船の航走波により転覆・浸水させないような安全な速力で航行し、不用意に近づかないことが必要です。

また、ミニボートの利用者に対しては、ミニボートは発見しづらい船舶であることから、自船の存在を示すために認識旗の掲揚や明るい服装を心掛けるとともに、接近してくる船舶がいる場合は、ミニボートの存在に気付いていない場合があるので、「相手が避けるだろう」ではなく、自らが早めに避航する必要があります。



(2) 釣り中（磯場）での事故事例

【事故事例2】 釣り中（磯場）からの海中転落

事故者は、友人6人と磯場において釣り中に、足元を波に浚われ沖に流されました。

当時、事故者は、救命胴衣を着用しておらず友人が投げ入れた救命胴衣を着用し、漂流状態であったところ、たまたま付近を航行していた漁船に救助され、命に別状はありませんでした。（5月8日発生）

※ 第七管区海上保安本部の管轄内では、釣り中の事故による海難は令和3年に35人、令和2年に39人発生しています。

令和4年は5月8日時点で、今回の事故を含め14人の釣り中の事故による海難が発生しています。

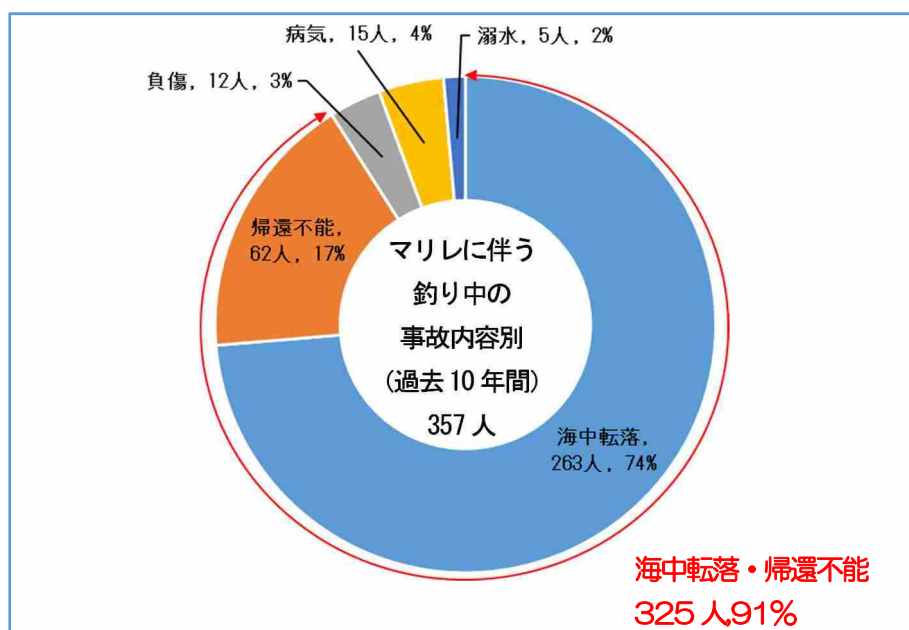
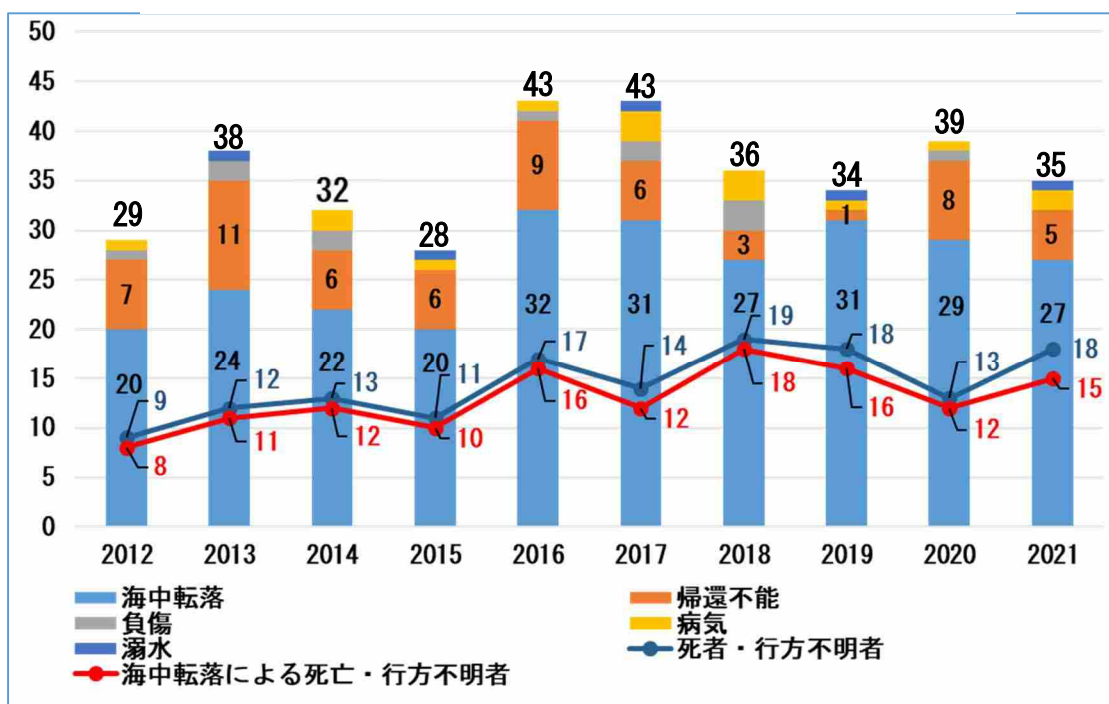
過去10年間の釣り中の事故内容をみると

海中転落 263人（74%）

帰還不能 62人（17%）

が多く発生しており、事故内容の約9割を占めています。

【釣り中の事故内容別事故者数及び死者・行方不明者数推移】



磯釣り中の事故に絞って見ますと、事故者は過去10年間で79人、うち海中転落者は49人となっており、海中転落者49人のうち、死亡者・行方不明者は33人（約67%）となっています。この海中転落者49人のうち、29人が救命胴衣着用（死亡者14人、約48%）、20人が救命胴衣非着用（死亡者・行方不明者19人、約95%）となっています。

これからマリンレジャーが活発化するシーズンとなることから、釣り中の事故防止に万全の備えと細心の注意をお願いするとともに、引き続き、海中転落しないための備えとして、救命胴衣、磯靴、ヘルメット等の必要な装備品の着用徹底や自身の安全確保にかかる自己救命策の確保を徹底するとともに、単独行動を避け、複数人での行動を心がける必要があります。

3. 参考リンク先

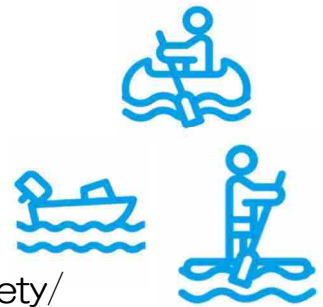
Water Safety Guide

マリンレジャーの事故防止のポイントについては、以下のリンク先からご確認ください。

「ウォーターセーフティガイド」トップページ



<https://www6.kaiho.mlit.go.jp/watersafety/>



○ だれでも簡単アクセス！ 最新の「危険」から「安全」を学ぶ！

第七管区海上保安本部では、ホームページに安全や事故防止に関する情報を掲載しています。

- ・「[海の事故情報](#)」 1週間に発生した事案に関する安全情報
- ・「[海の安全レポート](#)」 1ヶ月に発生した事案に関する安全情報
- ・「[漁船海難月報](#)」 1ヶ月に発生した漁船に特化した事案に関する安全情報

第七管区海上保安本部 HP トップページ



海の事故情報（七管区）はこちらから



<https://www.kaiho.mlit.go.jp/O7kanku/gyoumu/kaiko/anzentaisaku/7uminojiko.pdf>



海の安全レポートはこちらから



https://www.kaiho.mlit.go.jp/O7kanku/gyoumu/kyunan/marine_anzen_report/



漁船海難月報はこちらから



<https://www.kaiho.mlit.go.jp/O7kanku/gyoumu/kaiko/koukouanzen/gyosen/gyosen.html>

